

神奈川県薬剤師会 令和3年度（令和4年度への繰越分）薬局における
自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和3年度（令和4年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業補助金については、本県基準額の範囲内において交付するものとし、厚生労働省令和3年度（令和4年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業委託費交付要綱、神奈川県薬剤師会事業実施計画書(別紙1)及び関係法令によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、神奈川県内の薬局（以下「薬局」という。）において、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して電話や情報通信機器による服薬指導等（以下「電話等による服薬指導等」という。）を実施した後、薬局から患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の患者へ迅速に薬剤を交付することや医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和4年2月25日付け日本薬剤師会通知の別添「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」（別紙2）に基づき、薬局を事業者としてそれぞれが行う患者への薬の配送等に係る事業（以下「事業」という。）を補助金の交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額の算定方法は、令和4年2月25日付け日本薬剤師会通知の別添「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」（別紙2）により算出するものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、神奈川県薬剤師会長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、神奈川県薬剤師会長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに神奈川県薬剤師会長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業の遂行及び支出状況について神奈川県薬剤師会長の要求があったときは、

速やかにその状況を報告しなければならない。

(5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式3「令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに神奈川県薬剤師会長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付申請は、毎月15日までに前月の実施状況を月毎にまとめ、様式1「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧」、様式2「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業請求様式」に請求の根拠となる資料を添えて、神奈川県薬剤師会長に提出することにより行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付申請後の事情の変更により申請の内容変更等を行う場合には、当該月締切日までに6に定める申請手続を行うものとする。

(標準処理期間)

8 神奈川県薬剤師会長は、国から委託費の交付を受けた場合には、速やかに補助金を各薬局に交付するものとする。

82																				
83																				
84																				
85																				
86																				
87																				
88																				
89																				
90																				
91																				
92																				
93																				
94																				
95																				
96																				
97																				
98																				
99																				
100																				
					⑥の合計	0														

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業請求様式

請求金額： _____ 円

本請求金額に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管しています。

令和 年 月 日

薬局名：

代表者氏名：

令和 年 月 日

神奈川県薬剤師会 会長 殿

薬局名

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった について、
交付決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額（要委託費返還相当額）

金 円

3. 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

事業計画書

1. 都道府県薬剤師会名 (公社) 神奈川県薬剤師会
2. 事業担当者
担当者氏名 中山 和則
住所・部署名 神奈川県横浜市磯子区西町 14-11
連絡先 電話 045-761-3241
メールアドレス jigyou-ka@mail.kpa.or.jp
3. 事業名 令和3年度(令和4年度への繰越分)薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業

4. 事業開始時の問題意識

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下「4月2日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）（以下「4月10日事務連絡」という。）等により、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等を実施して差し支えないことが示された。

これらの事務連絡の取扱いに従った電話や情報通信機器による服薬指導を進め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る必要がある。

5. 事業の内容

4月2日事務連絡、4月10日事務連絡等の取扱いに従い、神奈川県内の薬局（以下「各薬局」という。）において電話や情報通信機器による服薬指導を行い、調剤した薬剤を薬局から患者宅等に配送業者を活用して配送する場合や薬局の従事者が患者宅等に届ける場合の配送料や交通費等を支援する（新型コロナウイルス感染症陽性患者の処方箋に限る）。

また、各薬局における電話や情報通信機器による服薬指導の実施状況を把握する。

6. 事業の実施方法

各薬局から、電話や情報通信機器による服薬指導を実施し、調剤した薬剤を患者宅等に配送した際の配送料等を本年度末までに1か月毎に報告を受ける。報告内容について、厚生労働省の求めに応じて、提出する。

また、実施された件数・配送料等を把握した上で、基準額内の費用を実施した各薬局に支払う。

7. 事業の周知方法

本会会員・非会員を含め、神奈川県内の全ての薬局が本事業による支援を活用できるよう、非会員であっても閲覧できるホームページへの掲載等により本事業を周知する。

8. 事業の実施期間

本事業は、令和4年3月1日から実施された電話や情報通信機器による服薬指導に伴い、薬剤を配送した場合の配送料等を、基準額の範囲内で支援の対象とする（新型コロナウイルス感染症陽性患者の処方箋に限る）。ただし実施期間中で基準額に達した場合は、配送料等の支援は終了する。

【記載上の注意】

- 1 厚生労働大臣へ事業計画書を提出する際に、合わせて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課へ事業計画書を電子媒体で提出すること。
- 2 「6」は、実施方法について都道府県内の薬局を広く支援できるような方法にすること。

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の
実施に当たっての留意点

令和4年2月25日 日本薬剤師会

【事業内容】

- 薬局が、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に配送業者により薬剤を配送又は薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の費用の補助
- 薬局における、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送※（本事業の補助対象とならないものも含む）の実施状況の把握
 - ※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき実施する電話等による服薬指導等。
- 上記のために必要な事務

①補助対象

a：患者宅等への薬剤配送に係る費用

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「0410 事務連絡」という。）等に基づき、**新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して**調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に配送業者を利用して薬剤を配送又は薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用。

- ・ 患者宅等へ配送業者を利用して薬剤を配送した場合の配送料【実費】
- ・ 薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費【実費】

b：事業実施者における事務に係る費用

事業実施者において、上記 a 及び「⑦電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握について」に関する薬局からの申請・報告の受付や集計、費用の支払い等を行うために必要な費用。

経費は、「令和3年度（令和4年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業委託費の交付について」（厚生労働省発薬生 0224 第79号 厚生労働事務次官）で定めるとおり。

②薬局への補助額（薬局から都道府県薬剤師会への請求額）

薬局への補助額（薬局から都道府県薬剤師会への請求額）は、実施要綱の定める範囲に基づき、上記「①. a」のとおりとする。

薬局で実際に負担した配送料及び交通費（以下、配送費）の実費額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料・代引き手数料等の支払いに係る各種手数料、配送に係る人件費は含まない。

請求にあたっては、請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等）の写しの提出が必要となる。根拠資料を示すことができないもの（例：徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等）は補助対象として想定されていない。

なお、薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合は、所定の保険点数が算定できることから、補助の対象外。

処方箋記載	配送方法	補助額及び請求額	薬剤配送に関する患者負担額
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者（薬剤師以外）が届けた場合	交通費（実費）	0円
	配送業者	配送料（実費）	

③配送方法及び配送に関する留意点

患者と相談の上、適切な配送方法を選択すること。

薬剤の持参・配送に際しては、感染拡大防止の観点から、患者または家族等と直接接触しない方法となるよう留意すること。

配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

④薬局における請求・報告の手続き

薬局においては、本事業に請求する配送費及び 0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導の実施状況について、実施状況の一覧（※1）を都道府県薬剤師会に提出すること。

また、薬局において配送費の請求の根拠となる資料を保存し、その写しと所定の請求様式（※2）を都道府県薬剤師会に提出すること。

（根拠となる資料の例）

- ・ 配送料・交通費の金額がわかるもの（配送業者等の伝票控え、請求書、領収書等、公共交通機関の領収書等）

※1 厚生労働省より都道府県薬剤師会に提供される「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧（Excel ファイル）」

※2 実施要綱の別紙「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業

請求様式」

※1の提出期日は翌月15日とする。但し、都道府県薬剤師会の実情に応じた設定は可能とするが、その際は⑤、⑥、⑧に留意の上設定されたい。

※2の提出期日は都道府県薬剤師会の定めによるものとする。

※1, 2のいずれも、提出方法は都道府県薬剤師会の定めによるものとする。

⑤事業の開始・終了時期

本事業は、令和3年度補正予算により実施され、令和4年3月1日より開始するものとする。但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

また、事業の終了が令和4年度末であることから、支援対象は最大でも令和5年2月末日分まで（請求は令和5年3月15日締め切り）となることに留意する。

⑥事業費の精算時期

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑤に記載した終了時期以降を予定。

令和4年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用が事業実施者に精算される予定。

⑦電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握について

薬局における、0410事務連絡「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づく検証のために必要な情報を収集するため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況については、本事業の補助対象ではないもの（0410対応）も含め、上記④「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧」に概要を記載し、各都道府県薬剤師会を通じて厚生労働省に報告するよう、都道府県内の薬局に周知されたい。

⑧その他

電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね1か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがあるため、対応されたい。

以上